

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日とする)

目 次

- ◇ 告 示
 - 県立自然公園の指定
 - 県立自然公園の公園計画の決定
 - 県立自然公園の特別地域の指定
 - 保安林の指定の解除予定(六件)
 - 開発行為に関する工事の完了

告 示

鳥取県告示第三百七十八号

鳥取県立自然公園条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第二号)第三条第一項の規定に基づき、次のとおり県立自然公園を指定する。

その関係図面は、鳥取県衛生環境部自然保護課並びに気高町役場及び青

谷町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十九年五月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 県立自然公園の名称

西因幡県立自然公園

二 県立自然公園の区域

気高郡気高町大字奥沢見、大字酒津、大字日光、大字浜村、大字八束水、大字勝見及び大字八幡、並びに青谷町大字青谷、大字井手及び大字長和瀬の各一部

鳥取県告示第三百七十九号

鳥取県立自然公園条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第二号)第五条第一項の規定に基づき、西因幡県立自然公園の公園計画を決定したので、同条第二項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

昭和五十九年五月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 特別地域

第二種特別地域

気高郡気高町大字浜村及び大字八束水並びに青谷町大字青谷の各一部

二 単独施設	施設の種類	位置
水泳場	水泳場	気高町大字奥沢見(水尻海岸)
展望施設	展望施設	気高町大字酒津(酒津)
野営場	野営場	気高町大字下坂本(矢口)
展望施設	展望施設	気高町大字浜村(櫛が脇)
水泳場	水泳場	気高町大字浜村(浜村海岸)
駐車場	駐車場	気高町大字浜村(浜村)
休憩所	休憩所	気高町大字勝見(勝山城跡)
水泳場	水泳場	気高町大字八束水(姉泊海岸)
水泳場	水泳場	気高町大字八束水(姫路海岸)
展望施設	展望施設	気高町大字八束水(魚見台)
園地	園地	青谷町大字青谷(長尾鼻)
宿舎	宿舎	青谷町大字青谷(長尾鼻)
休憩所	休憩所	青谷町大字青谷(長尾鼻)
野営場	野営場	青谷町大字青谷(長尾鼻)
駐車場	駐車場	青谷町大字青谷(長尾鼻)
水泳場	水泳場	青谷町大字青谷(青谷海岸)
展望施設	展望施設	青谷町大字青谷(丸山崎)
休憩所	休憩所	青谷町大字青谷(相屋神社)
水泳場	水泳場	青谷町大字井手(井手海岸)
展望施設	展望施設	青谷町大字長和瀬(明神崎)
水泳場	水泳場	青谷町大字長和瀬(水無瀬海岸)

三 道路

1 車道

路線名 区間

長尾鼻線 起点 青谷町大字青谷(一般国道九号分岐点)
 終点 青谷町大字青谷(長尾鼻岬)

2 歩道

路線名 区間

酒津線 起点 気高町大字酒津(一般国道九号分岐点)
 終点 気高町大字酒津(一般国道九号分岐点)

勝山城跡線 起点 気高町大字勝見(県道分岐点)
 終点 気高町大字勝見(長泉寺)

夏泊・長尾鼻線 起点 青谷町大字青谷(夏泊)
 終点 青谷町大字青谷(長尾鼻)

鳥取県告示第三百八十号

鳥取県立自然公園条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第二号)第七条第一項の規定に基づき、西因幡県立自然公園の区域内に次のとおり特別地域を指定する。

その関係図面は、鳥取県衛生環境部自然保護課並びに気高町役場及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十九年五月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二種特別地域

気高郡気高町大字浜村及び大字八束水並びに青谷町大字青谷の各一部

鳥取県告示第三百八十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年五月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字穂見字中之谷奥七八三・字朴木途七八四・七八七・字小谷七八八（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百八十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年五月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字池谷口二一四一の四（次の図に示す部分に限る。）、二一四一の五六、字本堂山二二三二の二、二二三三の二、二一三三の三、字沢谷二二五九の三、二二六〇の七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百八十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年五月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安の所在場所

日野郡日南町印賀字吉ヶ谷山二二二の六

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第三百八十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十九年五月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字ジャ谷ヨリウへ山マデ一〇三六の二・字上へ
山通り一一五七の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町

役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百八十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十九年五月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字蹴落五七六の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第三百八十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十九年五月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字福地字本谷六〇五の二・六〇五の四二・六〇五の四九から六〇五の五一まで・字カナイ谷平六〇七（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百八十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

・昭和五十九年五月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年十二月二十一日 鳥取県指令受都計第三百十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町南二丁目
開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三
株式会社不動産業

代表取締役 田中宣二